

日本国憲法 第2章

戦争の放棄

第9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法 9条

希望を
ひらく

九条の会・呼びかけ人



井上ひさし



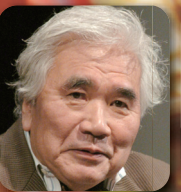
梅原 猛



大江健三郎



奥平康弘



小田 実



加藤周一



澤地久枝



鶴見俊輔



三木睦子

九条の会

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-7-303 電話 03-3221-5075 FAX 03-3221-5076

<http://www.9-jo.jp/>